

総務教育環境委員会記録

総務教育環境委員会

委員長 仲山 哲男

- 1 日 時 令和6年3月21日(木) 11時50分開会、 11時56分閉会
政策企画部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 仲山 哲男、早稲田 真弓、木村 信秀、仲小路 悦男、中本 和行、
西崎 孝一、西村 慎太郎、林 節子
- 4 事務局職員 市川 恵美、起本 一生
- 5 説明員
吉本副市長
【政策企画部】 岡村政策企画部長、岩崎税務課長
- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他(傍聴)

1 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①追加議案第42号 光市税条例の一部を改正する条例

説 明：岩崎税務課長 ～別紙

質 疑

○西崎委員

3 ページに理由が書いてあるわけですが、これは、本来なら令和6年度の発生した雑損控除として、来年の確定申告につける雑損控除になるわけですが、1年前倒して令和5年に生じた、これは今年の2月15日から3月15日までの確定申告に雑損控除額を上げるという理由は何でしょうか。

○岩崎税務課長

ただいまの質問でございますが、令和6年からの適用だと、地震災害の影響により著しく収入が減収した状況での適用となってしまいますから、1年前倒して令和5年、まだ所得がそんなに減っていないだろうという、所得からの雑損控除の恩恵が受けられる年度で控除するといったことでございます。

以上でございます。

○西崎委員

被災者の軽減負担ということは分かりましたが、損害額の確定というのは、かなり時間がたたないと分からないケースが多いような気がするのですが、その辺はいかがですか。

○岩崎税務課長

損害額の確定については、税務署のほうで対応しますので、恐らく罹災証明等を取った際に細かい説明を受けて、なるべく時間がかからないように対応されているものだと思います。

以上でございます。

○西崎委員

ここに書いてあるように、納税者が令和5年の損害とするか、あるいは来年度、6年度の損失にするかというのは、選べるようになっておりますから、その辺はあまり議論しても意味がないと思います。分かりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」